

平成 28 年 12 月 26 日

県政記者クラブ各位

岩手県産業復興相談センター

岩手産業復興機構による第 108～110 号の債権買取案件の投資決定について

平成 28 年 9 月 27 日（火）から 12 月 12 日（月）にかけて、岩手県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、岩手産業復興機構において、第 108～110 号の債権買取案件の投資が決定されましたのでお知らせいたします。

「岩手県産業復興相談センター（以下、相談センターという）では、平成 23 年 10 月 3 日の開所以降、東日本大震災の被災事業者からの相談対応を進めて参りました。また、同年 11 月 11 日に中小企業基盤整備機構、岩手県、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、宮古信用金庫、東北みらいキャピタルの共同出資により設立された「岩手産業復興機構（以下、復興機構という）」を通じて、二重債務問題を解決するための債権買取支援を実施してきたところです。

復興機構では、金融機関等との間で債権譲渡契約を締結した後、事業者が被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達の円滑化を促進します。本件により、当センターの要請に基づく復興機構の債権買取の決定件数は累計 110 件となりました。

相談センターは開所から本年 10 月で丸 5 年となり、この間累計 1,127 件（平成 28 年 11 月末現在）の相談を受けました。被災地での嵩上げ工事の進捗に伴い被災事業所の本設工事が本格化していることもあって現在でも継続的に相談が寄せられています。

相談センターの業務は債権買取を含めた金融支援により、被災事業者の事業再生を図ることですが、債権買取支援後も、事業計画の進捗状況についてのフォローアップ支援を行っております。

震災から 6 年目を迎えておりますが、相談センターとしましては、岩手県全体の早期の復興を実現するために、今後も個々の被災事業者の事業再生に向けた支援業務を強力に推進して参ります。

▽ 事業者・支援の概要

○県内に数店舗を有する小売業者。沿岸地域の一部店舗が地震津波により全壊流失し、売上が大きく減少している。震災の影響が少なかった既存店舗で営業を継続しているものの、売上回復を図るべく店舗のスクラップ&ビルド等のために金融機関からの新たな資金調達が不可欠となることから債権買取を決定した。

○内陸部地域の宿泊業者。地震により、建物、設備が一部損壊し、一時営業停止を余儀なくされた。最小限の応急修繕により営業再開しているものの、風評被害により宿泊客が減少。集客力回復のためには、設備の大幅な修繕が必要であり、金融機関からの新たな資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。

○沿岸南部地域のサービス業者。地震津波によりテナントとして入居していた商業施設が全壊となり、商品や設備等が流失した。商業施設の本設場所の嵩上げ工事遅れにより、現在に至るまで事業停止の状態に陥っていたが、今般、嵩上げ工事が完了したことから、商業施設の事業再開に合わせて営業を再開するに当たり、金融機関からの新たな資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。

以 上

◆問合せ先：岩手県産業復興相談センター

企画グループ：鈴木 正浩

電話 019-681-0812

●当センターの概要●

「岩手県産業復興相談センター」は、東日本大震災により被害を受けた事業者の皆様の早期事業再開・事業再生を支援するため、盛岡商工会議所が国(経済産業省 中小企業庁)からの委託を受けて事業を行う公正中立な公的機関です。地元地域金融機関や全国銀行協会等の外部団体、外部支援機関等から派遣された「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ窓口で事業者の皆様の本格復興をサポートします。

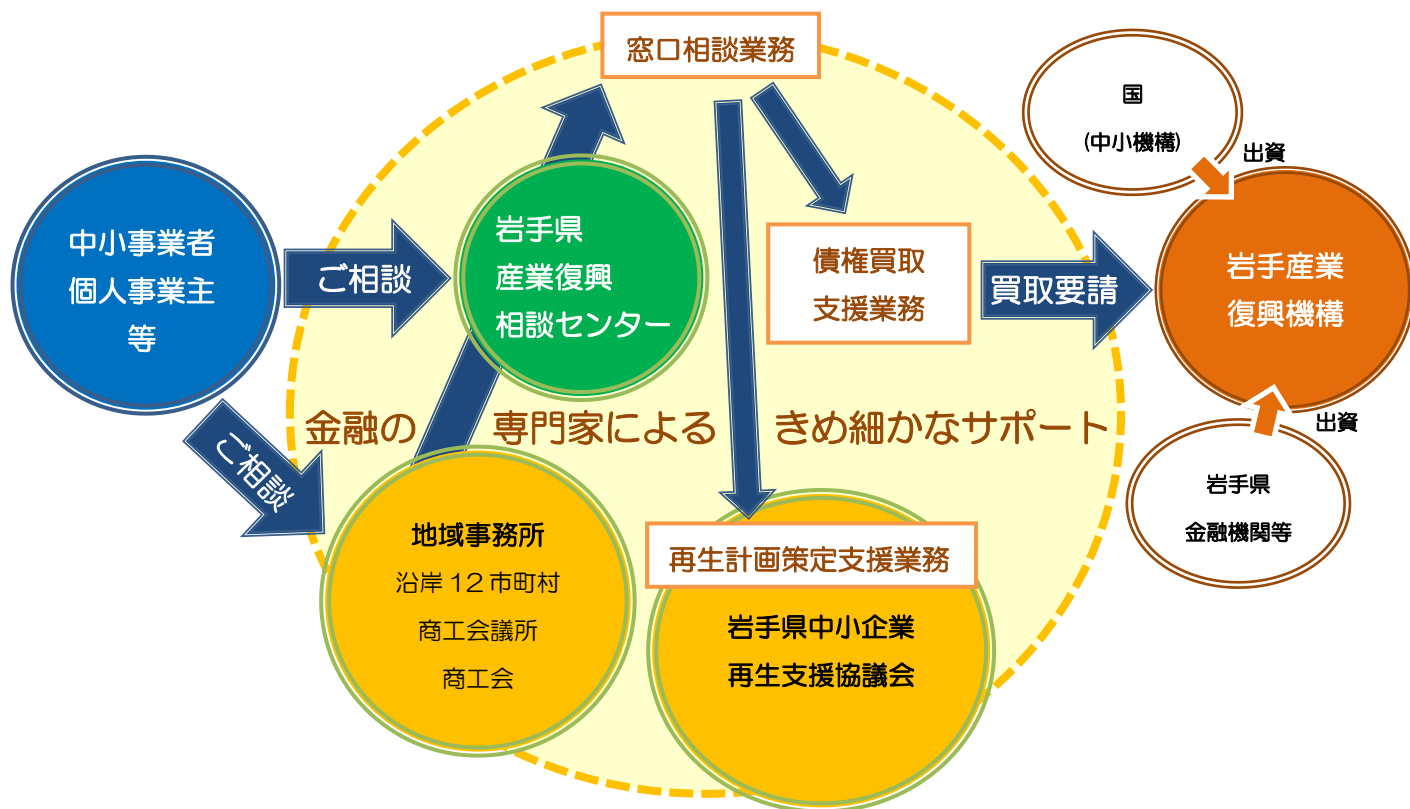
また、沿岸部 12 カ所に一次的相談窓口として「岩手県産業復興相談センター地域事務所」を設置し、迅速に対応できる体制を構築しております。

名称	岩手県産業復興相談センター
設置主体	盛岡商工会議所
所在地	〒020-0875 岩手県盛岡市清水町 14-17 中圭ビル 1F (盛岡商工会議所会館の隣り)
TEL	019-681-0812
FAX	019-681-0827
開所日	平成 23 年 10 月 3 日
業務開始日	平成 23 年 10 月 7 日
業務内容	早期事業再開・事業再生に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います (原則として無料)。 主な内容は以下の通りです。 ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内 ②外部専門家や関係支援機関のご紹介 ③事業計画の策定支援 ④岩手産業復興機構(※)による債権買取の支援

(※)岩手産業復興機構：正式名称 「岩手産業復興機構 投資事業有限責任組合・無限責任組合員 東北みらいキャピタル株式会社」

平成 23 年 11 月 11 日 東日本大震災により被災した県内事業者の早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、(独)中小企業基盤整備機構、岩手県、県内地域金融機関[(株)岩手銀行、(株)東北銀行、(株)北日本銀行、宮古信用金庫]、及び東北みらいキャピタル(株)の共同出資により、設立されました。

●当センターの支援業務の流れ●



《窓口相談・債権買取支援業務》

- 「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ相談窓口で経営相談・金融相談に応じています。
- 事業再開や新たな資金調達をする上で「二重債務問題の解決」が必要と見られる事業者については、債権買取の検討を行い、事業計画の策定支援や取引金融機関との調整等を行います。
- 債権買取先に対しては、買取時に策定された事業計画の進捗状況をフォローアップします。

《再生計画策定支援業務》

- 東日本大震災で被害を受けた事業者の事業再開・事業再生のための支援策は、債権買取に限りません。被災事業者の実情を十分に把握の上、被災事業者に合った再生方針の提案、再生方針に沿った計画策定支援、専門家による経営サポート、債権者間の調整、等々を行います。
- 相談事業者の要望や状況に応じて、岩手県中小企業再生支援協議会とも協調し、対応していきます。